

第12回教育研究評議会議事要録

- 1 日 時 令和8年3月11日（水） 13時41分～14時38分
- 2 場 所 A3会議室（共通研究A棟6階）
- 3 出席者 佐古議長，梅津評議員，美馬評議員，田中（弘）評議員，菊池評議員，速水評議員，原評議員，秋田評議員，小澤評議員，吉井評議員，福井評議員，久我評議員，田中（大）評議員，原田評議員，栗原評議員，塩路評議員
- 欠席者 なし
- 陪席者 藤本監事

4 審議事項

(1) 臨床教育学研究開発機構規則（案）について

【資料1】

梅津評議員から，資料1に基づき，臨床教育学研究開発機構の設置及び既存組織の廃止に伴い，必要な改正を行う旨の説明があり，審議の結果，原案のとおり承認した。

なお，いじめ防止支援機構及び同機構を構成する生徒指導支援センター，発達臨床センターについては，臨床教育学研究開発機構に改編されることから，各規則等は廃止する旨，併せて説明があった。

(2) 国立大学法人鳴門教育大学と独立行政法人教職員支援機構の連携に基づき設置する独立行政法人教職員支援機構地域センターに関する規則の一部改正について

【資料2】

美馬評議員から，資料2に基づき，これまで，四国地域教職アライアンスとして，香川大学，愛媛大学の各地域センターと共同で申請を行い，教職員支援機構と連携して事業を実施してきたところ，令和8・9年度独立行政法人教職員支援機構地域センター事業においては，教職員支援機構の新たな方向性に基づき，各大学が単独で申請を行うこととなり，本学単独での申請が採択されたことに伴い，必要な改正を行う旨の説明があり，審議の結果，原案のとおり承認した。

(3) 鳴門教育大学入学料，授業料及び寄宿料の免除等に関する規程の一部改正について

【資料3】

速水評議員から，資料3に基づき，本学大学院学校教育研究科への入学を希望する者への支援を拡充すること及び，経済的に厳しい状況にある学生等への経済的支援を目的に，規程を一部改正することについて説明があり，審議の結果，原案のとおり承認した。

なお，佐古議長から，大学院学校教育研究科進学への支援拡充となることから，

各専攻においても、内部進学者へ周知願いたい旨の依頼があった。

(4) 令和8年4月1日施行となる学内規則等の改正等について

【資料4-1～4-4】

菊池評議員から、資料4-1～4-4に基づき、以下の理由による学内規則等の改正等について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

なお、改正日は、各規則等の最終審議機関における承認日とし、令和8年4月1日から施行するものとした。

【改正理由】

(1) 組織改組

- ・「臨床教育学研究開発機構」の設置及び既存組織（地生徒指導センター及び発達臨床センター）の廃止に伴い、関係規則等を改正する。
- ・「独立行政法人教職員支援機構・四国地域教職アライアンス鳴門教育大学センター」の名称を「独立行政法人教職員支援機構鳴門教育大学センター」に変更。

(2) 個人情報保護関係規定の改正

- ・本学独自で定義している用語（「独立行政法人等匿名加工情報」）を、個人情報保護法上の（「行政機関等匿名加工情報」）に修正。
- ・教師のためのAI・DS研究開発センターにおいて、本格的に個人情報を用いた研究が開始されることに伴い、学術研究機関としての研究目的における個人情報の取扱いに関する規定を整備するとともに、個人情報保護法第18条第3項の規定に基づく個人情報の例外的取扱いに関する事項を規定。
- ・令和7年10月1日付けで個人情報保護委員会事務局により改正された「個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）」及び「事務対応ガイド（行政機関等向け）」において、当初利用目的の範囲での個人情報の取扱いが法令に基づく提供と同様に整理できることが明確化されたことを踏まえ、外部委託を含む学内実務における柔軟かつ適正な個人情報取扱いの確保を目的とする規定改正。

(3) その他

- ・委員構成におけるオブザーバー規定の削除
- ・各種文言・用語の修正・整理

【改正規則等】

- (1) 国立大学法人鳴門教育大学学則（改正）
- (2) 国立大学法人鳴門教育大学教育研究評議会規則（改正）
- (3) 鳴門教育大学臨床教育学研究開発機構規則（制定）
- (4) 国立大学法人鳴門教育大学個人情報保護規則（改正）
- (5) 危機管理規則（改正）

- (6) いじめ防止支援機構規則（廃止）
- (7) センター所長選考規則（改正）
- (8) 鳴門教育大学生徒指導支援センター規則（廃止）
- (9) 鳴門教育大学発達臨床センター規則（廃止）
- (10) 国立大学法人鳴門教育大学情報公開取扱規程（改正）
- (11) 国立大学法人鳴門教育大学の保有する個人情報管理規程（改正）
- (12) 国立大学法人鳴門教育大学個人情報開示等取扱規程（改正）
- (13) 国立大学法人鳴門教育大学情報セキュリティポリシーに関する規程（改正）
- (14) 国立大学法人鳴門教育大学法人文書管理規程（改正）
- (15) 国立大学法人鳴門教育大学コンプライアンス規程（改正）
- (16) 鳴門教育大学いじめ防止支援機構会議規程（廃止）
- (17) 国立大学法人鳴門教育大学における独立行政法人等匿名加工情報の提供等に関する規程（改正）
- (18) 国立大学法人鳴門教育大学授業料その他費用に関する規程（改正）
- (19) 国立大学法人鳴門教育大学の施設活用の実態把握及びその是正勧告に関する規程（改正）
- (20) 鳴門教育大学附属学校運営委員会規程（改正）
- (21) 鳴門教育大学における研究費の適正管理等に関する規程（改正）
- (22) 鳴門教育大学地域連携委員会規程（改正）

(5) 令和8年度教員定員管理について

【資料5】

梅津評議員から、資料5に基づき、教員定員計画（案）について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(6) 令和8年度国際学術交流協定及び学生交流実施細目の更新について

【資料6-1～6-2】

小澤評議員から、資料6-1及び6-2に基づき、令和8年度の国際学術交流協定及び学生交流実施細目の更新について説明があり、審議の結果、これを承認した。

(7) 経営協議会委員の選考について

【資料7，参考資料1】

佐古議長から、資料7に基づき、経営協議会学外委員の選考について説明があり、審議の結果、原案のとおり委員交代となる1名を経営協議会委員として承認した。

(8) その他

特になし

5 報告事項

(1) 成果を中心とする実績状況に基づく配分に係るインセンティブ配分方針について

【資料8】

田中（弘）評議員から、資料8に基づき、科学研究費助成事業等の獲得増及び運営費交付金における「成果を中心とする実績状況に基づく配分」についての配分率向上を図ることを目的に、各科学研究費助成事業申請者及び受託・共同研究等受託者に対して、学長戦略経費から250万円を財源として配分することとした旨報告があった。

(2) 「利益相反・研究インテグリティに関する調査」の結果について

【資料9】

田中（弘）評議員から、資料9に基づき、「利益相反・研究インテグリティに関する調査」の実施結果について、以下のとおり報告があった。

- ・調査対象者 392人（回答率100%）
- ・利益相反・研究インテグリティに関する自己申告書提出者 4名（1.0%）
- ・提出者のうち利益相反の可能性又は研究インテグリティが確保されていない可能性のある者0人（0%）

(3) 令和7年度鳴門教育大学外部評価委員会に係る意見交換結果について

【資料10】

秋田評議員から、資料10に基づき、令和7年度鳴門教育大学外部評価委員会に係る意見交換結果について報告があった。

(4) 令和8年度学内各種委員会委員について

【資料11】

佐古議長から、資料11に基づき、令和8年度の各種委員会委員について報告があった。

(5) その他

特になし

- 4月開催の総務委員会及び教育研究評議会の開催は、合同形式により4月6日（月）13時30分から開催予定。